

一般事業主行動計画

一般事業主行動計画（次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法）

当院では、次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づき、仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることや女性が職業生活において、その能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する

計画期間

2026年4月1日～2031年3月31日までの5年間

計画内容

目標 1

妊娠中の職員及び子育てを行う職員等の職業生活と家庭生活との両立等を支援するための雇用環境の整備を行う

<対策>

2026年4月～

- ★育児休業後における原職又は短時間勤務制度を利用し、原職相当職への復帰のための業務内容や業務体制の見直しをする
- ★宿直を免除する
- ★職員への周知を徹底する

目標 2

長時間労働を是正する

<対策>

2026年4月～

- ★時間外労働時間の状況を月毎に把握し、翌月の短縮に努める
- ★組織のトップからの長時間労働是正に関する強いメッセージを発信する